記者発表

令和７年１２月８日
国土交通省東北地方整備局
青森河川国道事務所

県内の沿道区域・届出対象区域の指定に向けて縦覧を実施

～沿道民地における電柱を対象に、国道４５号・国道１０４号沿道を指定～

緊急輸送道路をはじめ道路区域では、電線類の地中化などを進め、災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞の防止に取り組んでいる一方で、道路区域外の沿道の民地に設置された電柱等による道路の閉塞の危険もあります。

このたび、青森県内の沿道区域・届出対象区域の指定に向け、国道４５号・国道１０４号（緊急輸送道路）のうち、防災上特に重要な東北縦貫自動車道（高規格道路）の八戸北インターチェンジから長根公園（広域防災拠点）間において、電柱倒壊により道路閉塞の可能性がある区域の設定案を縦覧します。

令和３年に「届出･勧告制度」を創設し、沿道の民地のうち道路管理者が指定した届出対象区域の中に電柱を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行えることとしました。

〇区域設定案の縦覧

・縦覧期間：令和７年１２月１０日（水）～令和７年１２月２４日（水）
（土日曜・祝日を除く）
・縦覧場所：青森河川国道事務所　道路管理第二課及び八戸国道出張所
※詳細については次頁をご覧ください。

〈発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社〉

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
副所長（道路）　阿保（あぼ）　和徳（かずのり）　（内線２０５）
道路管理第二課　建設専門官　木村（きむら）　勇司（ゆうじ）　（内線４０３）
住所：青森市中央三丁目２０－３８
電話：０１７－７３４－４５２１（代表）

■沿道区域・届出対象区域の区域設定案の縦覧について

道路法第４４条及び第４４条の２に基づく沿道区域・届出対象区域の区域設定案について、以下のとおり縦覧します。

〇設定内容

指定する工作物　　：　電柱

沿道区域・届出対象区域　：　国道４５号・国道１０４号沿道

〇区域設定案の縦覧

縦覧期間　　：令和７年１２月１０日（水）～令和７年１２月２４日（水）
土日曜・祝日を除く平日９時～１２時、１３時～１７時

縦覧場所　　：国土交通省　青森河川国道事務所　道路管理第二課
（〒０３０－０８２２　青森市中央三丁目２０－３８）

国土交通省　青森河川国道事務所　八戸国道出張所
（〒０３９－１１６４　八戸市下長一丁目５－４）

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】

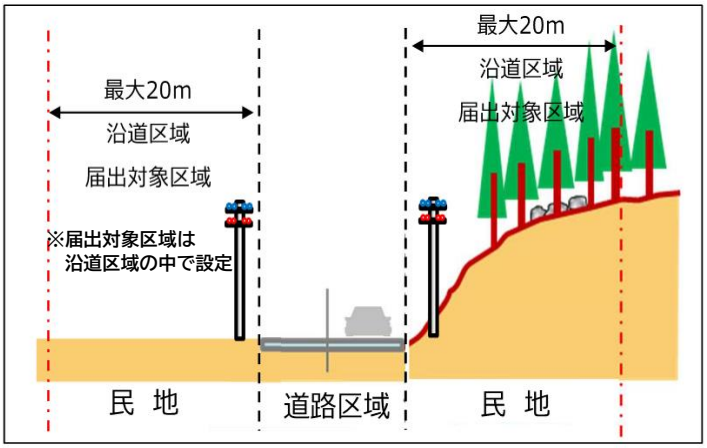

【今後の手続きの流れ】

沿道区域の指定

↓

届出対象区域の指定

↓

工作物(電柱)を設置しようとする者から
道路管理者へ工作物設置を届出

↓

必要に応じ、倒壊しても道路閉塞しない
位置や高さへの変更を工作物設置者へ勧告

沿　道　区　域：道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域
届出対象区域：沿道区域の全部又は一部において、電柱等を設置する際、届出が必要な区域

【道路の閉塞を防止する仕組み（イメージ）】

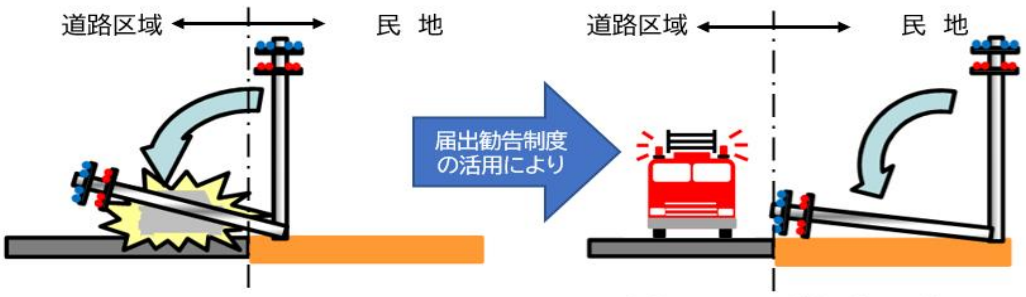

倒壊すると道路が閉塞する位置

倒壊しても緊急輸送の幅員が確保できる位置まで建柱の位置をセットバックするよう勧告

※今回は、新設する電柱を対象とします。

沿道区域・届出対象区域の対象となる区間

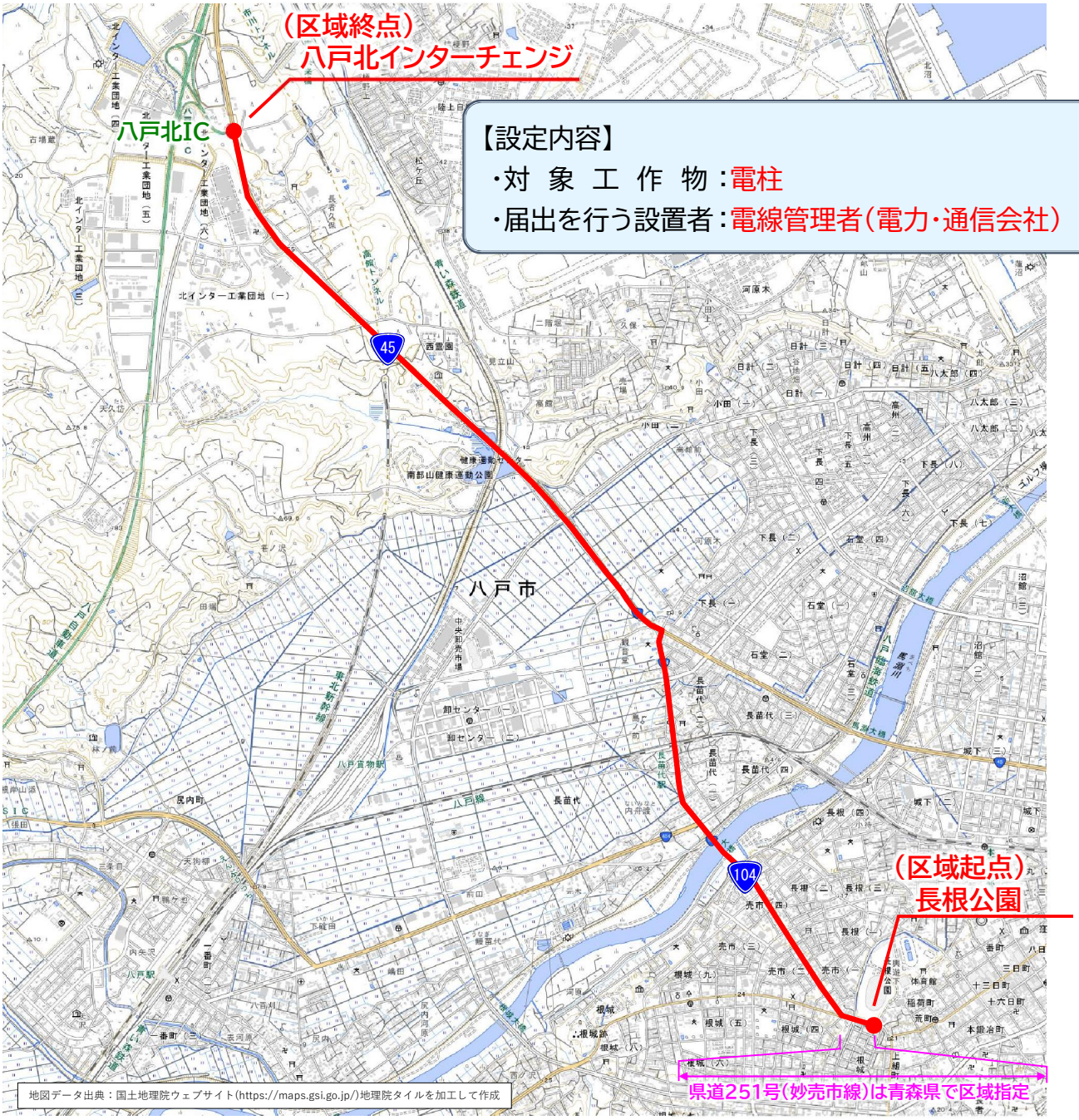

沿道区域・届出対象区域の対象となる区域のイメージ

